

## 福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

### 【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ながいけ認定こども園	
運営法人名称	学校法人 たつみ学園	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 辰巳 昇嗣	
定員（利用人数）	210 名	
事業所所在地	〒 545-0021 大阪府大阪市阿倍野区阪南町5丁目2-26	
電話番号	06 - 6622 - 3444	
F A X 番号	06 - 6622 - 3670	
ホームページアドレス	<a href="https://www.nagaike-k.ed.jp/">https://www.nagaike-k.ed.jp/</a>	
電子メールアドレス	uketuke@nagaike-k.ed.jp	
事業開始年月日	平成 27 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 24 名	非正規 23 名
専門職員※	保育教諭 38 名 社会福祉主事 5 名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 0,1歳児室、2歳児室、3,4,5歳児室-6、5歳児室、 ホール、絵本のお部屋、延長保育室、調理室、事務室 (医務室)、相談室、子ども用トイレ-6、大人トイレ- 4、園庭、屋上芝生園庭、プール、菜園	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

### 【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

### 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

### 【法人理念】

「みんなちがって みんないい」

### 【教育保育方針】

“これからの時代に生きていく子ども達に育ってほしい力”として  
「子どもの無限の可能性をのばす」

- 子どもの意欲を大切にする
- 実体験を大切にする
- 同僚性を大切にする
- 子ども・保育者・保護者が共に育つ 共育の現場を目指しています

### 【教育保育目標】

- 健やかでたくましい子ども
- 自主性を持つ子ども
- 想像性豊かな子ども
- 仲間との集団生活を送れる子ども

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

### ❖子ども・保護者・保育者が共に育つことのできる共育の場

子どもの活動を第一に考え教育・保育を行い、保護者の育ちの保障をする為の、積極的な教育活動への参加を促しています

### ❖合言葉は「みんなちがってみんないい」

ひとり一人の個性を大切に、乳児クラスは担当制保育を取り入れ、幼児クラスは異年齢縦割り保育を実施し主体性を育む保育を行っています

### ❖自然環境（動物・植物・水・土等）をたくさん取り入れた生活の中で自然体験ができる環境

子ども達が生活の中で全てを学び、様々な経験を通して成長できる環境を整えて物的環境・人的環境に配慮した指導計画を立てています

## 【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和6年7月1日～令和7年1月17日
評価決定年月日	令和7年2月17日
評価調査者（役割）	2102C002 （運営管理・専門職委員） 1901C020 （運営管理・専門職委員） 2101C001 （専門職委員） ( )

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

ながいけ認定こども園は、学校法人たつみ学園が運営する幼保連携型認定こども園です。法人は1932年（昭和7年）に私立長池幼稚園として設立し、90年を超える歴史あるこどもの施設として、この地域の就学前教育に尽力されてきました。学校法人たつみ学園として幼稚園教育を開始し、その後2015年に幼保連携型認定こども園に移行し、乳児保育を取り入れ現在に至ります。法人は、子どもを育てることと保護者を育てることの両方を大切に、この考えは今も変わることなく継承されています。ながいけ認定こども園は、大阪市を構成する24行政区のうちの一つである阿倍野区にあり、地下鉄御堂筋線西田辺駅から徒歩5分の場所にあり、通勤に便利な場所に立地しています。近隣には、閑静な住宅街や学校環境が整い商店街や公園等子育てに適した地域にあります。園舎は、木のぬくもりを感じられる木調の3階建てで、玄関を入ると広々とした清潔感溢れる温かい雰囲気、子どもの靴箱が並び、来客者と入り口が分かれた構造になっています。生き物や園庭で収穫した植物が展示してあり、保育実践を全園児で共有できるように、命の大切さが感じられる環境が整っています。園庭には流れる川や四季折々実の成る植物があり、ヤギ・ニワトリ・モルモット等の動物を飼育し、自然体験ができる環境があります。屋上園庭には、芝生が敷き詰められ運動遊びができる用具も揃えられています。また常設のプールや菜園ができる畑があり、四季に応じて野菜等を栽培できるようになっています。保育室は、各保育室に段上がりの畳のスペースがあり、子どもの遊びの興味を引き出せるような保育室の環境になっています。保育室以外にホールや絵本の部屋、預かり保育室等園内で十分に生活体験ができるように整備されています。

理事長は、子どもの生きる力を育む為に必要な環境を整えていくことや『共育の場』として必要な考えを職員に伝え、継承してこられました。その教育・保育に対する熱い思いに共感する職員が多く在籍し、園への愛着や大切な思いを、理念方針に基づいた教育保育に全職員で取り組んでいます。施設長は、職員からの意見を尊重する姿勢で、挑戦してみたいことがあれば実行できるように援助する等、職員の思いを受け止め保育に反映しています。また保護者と共に子ども達の育ちを応援する活動を熱心に行っています。副施設長は、教育・保育方針を職員が理解できるように丁寧に関わり、一緒に保育実践を行っています。

### ◆特に評価の高い点

#### ❖「ながいけブック」を作成し本園の教育保育に対する基本的な考えを示しています

保育者一人ひとりが法人の理念、方針、目標を共通理解して教育・保育内容に反映させています。保育者への研修・会議で「保育者として心がけたい事」に近づく取り組みを行っています。そうした取り組みにより保育者の姿勢に一貫性がみられ、教育・保育内容の充実に繋がっています。

#### ❖子ども・保護者・保育者が共に育つことができる共育の現場として、積極的なアプローチをして、保護者支援をしています

園の方針として「共育」を掲げて、保護者と共に活動する機会を設けています。年10回程程度の親子野外活動や保護者主導のサークル活動・おやじの会等、園を中心として保護者に子どもと楽しむことを伝えています。

#### ❖ひとり一人の育ちを大切にする乳児クラスの「担当制保育」、主体性を育む保育として幼児クラスの「異年齢縦割り保育」を実践しています

子ども一人ひとりの個性発達に応じた保育を行う為、物的環境や人的環境に配慮した保育を行っています。幼児クラスの異年齢縦割り保育では、必要に応じて年齢毎の保育が計画され、子どもの育ちの保障が確保されています。

#### ❖自然環境を生活に取り入れ、子どもが主体的に活動できる環境を整えています

広い園庭で自由に遊び小動物や自然と触れ合う等、のびのびと育つ環境が整備されています。子ども達は、年齢や一人ひとりの興味に合わせてごっこ遊びや遊具で自由に遊びのびのびとした教育・保育が展開されています。またニワトリやヤギの飼育小屋があり身近に自然や小動物と触れあうことができるような環境を整えています。

## ◆改善を求められる点

### ❖中長期計画の作成・基本方針の実現に向けたビジョンを明確にすることが期待されます

経営課題や問題点の改善・ビジョンの実現に向けた実行可能な内容を入れた中長期計画を作成することが望まれます。

### ❖マニュアル等標準的な実施方法の追加整備が期待されます

運営や保育に関わるマニュアルの整備が望まれます。職員間で経験やスキルの差が生じないように、標準的な実施方法等を周知することで、子どもの処遇やクラス運営の他、保育環境の安全面や衛生面の保全に繋がることが期待されます。また、教育・保育の標準的な実施に向けた今後の取組みが期待されます。

### ❖PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が望まれます

保育の内容面だけでなく経営面や運営面も含めた実施状況の把握や子どもの健診結果の集計分析、施設全体の自己評価の集計分析を行いその結果から保育の質の向上に向けた取組みが望まれます。

### ❖苦情解決の仕組みを確立することが求められます

重要事項説明書に要望や苦情解決の方法として「直接、園に対して口頭もしくは文書で受ける。話し合いの上、解決をする。」と明示していますが、苦情受付担当者・第三者委員・意見箱等の設置がされていないので、今後はマニュアル等を作成し、仕組み作りすることが求められます。

## ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を通して、自園の良さや課題について職員間で深く振り返ることができたことは、非常に貴重な経験でした。この振り返りにより、私たちの園が持っている強みや、今後改善が必要な点が明確になりました。特に、「こども真ん中」の考え方が職員全員にしっかりと浸透しており、その結果、質の高い教育・保育が提供されていることが再認識できました。この理念が園の中で日々実践されていることに、職員一同、改めて自信と誇りを感じています。

また、私たちは「共に育つ」という考え方を大切にしており、その理念が保護者との良好な関係性を築く基盤となっています。保護者の皆さんは非常に協力的で、私たちと一緒に子どもたちを育てていこうという意識が強く感じられます。この協力的な関係性が、子どもたちにとって非常に良い環境を作り出しており、園全体で共に成長する場を提供できていることに誇りを持っています。

その一方で、今後の課題も見えてきました。特に、業務の伝承に関しては、スムーズに情報やノウハウを次世代の職員に引き継ぐための体制が十分ではないと感じています。この点については、マニュアルの作成が急務であり、業務の効率化と質の安定を図るためにも、具体的な手順や知識を共有できる仕組みを整える必要があります。これにより、職員一人ひとりがより自信を持って業務を進められるようにし、園全体の運営をより一層強化することができると考えています。

私たちは、これまで大切にしてきた「こども真ん中」の考え方や「共育」の理念を守りつつ、これからも子どもの最善の利益を追求し続けます。そのためには、職員一人ひとりの成長や園全体の改善を絶えず意識し、日々の実践に反映させていくことが不可欠と考えています。今後も子どもたちにとって最高の教育環境を提供するために、全力で取り組んでいこうと考えています。

## ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>法人の理念は『みんなちがって みんないい』を合言葉に、子ども中心の教育・保育の実践に向けて“これからの時代に生きていく子ども達に育ってほしい力”として『●子どもの意欲を大切にする●実体験を大切にする●同僚性を大切にする●子ども・保育者・保護者が共に育つ 共育の現場』を目指しています。またホームページやパンフレット・事業計画には、動物や植物等豊富な自然環境の中人間として生きる力の基礎を培うことを目的としています。職員には、職員会議や振り返り会議で「ながいけブック」を年度初めに配布し、周知しています。保護者へは、入園説明会・保護者会で理念や保育方針等の説明を行っています。</p>	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>社会情勢や経営環境の動向については、施設長が大阪市私立幼稚園連合会・大阪府私立幼稚園連盟・全日本私立幼稚園連合会に参加し、内容を把握しています。利用者の推移や子どもの数・保育ニーズ等については、阿倍野区役所や大阪市南地区園長会でデータを収集し、保育のコスト分析については理事長と共に審議しています。</p>	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>保育の内容については、学期ごとの振り返りを通して課題の確認を行っています。職員体制については人材確保に努め、魅力的な保育実践を行い人材育成に努めています。経営状況や改善すべき課題については、理事長・施設長で話し合いが行われ、理事会に於いて役員間での共有がなされています。経営課題として、1号認定利用者の減少や預かり保育の運営についてを挙げています。今後は、必要に応じて経営状況等について、職員に周知することが期待されます。</p>	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	<p>理念や基本方針の実現に向けて、目標を「ながいけブック」に、子どもの育ち・子どもを理解する・保育の組み立て・子どもの生活・異年齢と同年齢の子ども達の関わり等、明確に示しています。収支予算書に数値目標や具体的な内容を設定しています。今後は、経営課題や問題点の改善・ビジョンの実現に向けた実行可能な内容を入れて、中長期計画を作成することが望まれます。</p>	

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	事業計画には、事業の概要として具体的な内容を記載し、施設の保育内容や子育て支援事業・研修内容・実習生受入れ等としています。また、大型遊具の改修に向けて計画を予定し、理事長・施設長が収支の進捗状況を確認しています。今後は、単年度の計画には中長期計画の内容を反映させた事業内容とすることが望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画策定において副施設長が参画し、園行事や子育て支援事業・研修。実習生受入れ・自己評価・学校評価等、職員の意見を集約して反映しています。また、全職員には職員会議や職員連絡アプリで事業計画の内容を周知しています。今後は、事業計画の実施状況があらかじめ定められた時期・手順に基づいて、把握や評価・見直しが組織的に行われることが望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の主な内容は、玄関掲示や園児連絡アプリで保護者に必要な情報は、随時発信し周知しています。また、保護者会や園行事・保育参加の際には施設長から説明する機会を設けています。保護者の意見や要望については、日常的に聞く体制があり、卒園前アンケートでは保護者からの意見収集を行っています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育の質の向上に関する取組みとして、教育・保育におけるPDCAサイクルの手法が「ながいけブック」に示し、5領域での子どもの育ちを見る視点や幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の大切さを記載しています。毎年度末には園内研修で保育の見直しを行い、施設全体で課題解決に向けて取り組んでいます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	保育に関する課題については園内研修等で行い、施設に関しての課題は学校評価を行い、文書化しています。職員会議や職員連絡アプリを活用し、職員間での情報を共有しています。課題解決に向けては、職員間のチームで取り組んでいます。今後は、明確になった課題について職員の参画の基、改善計画を策定することが望まれます。	

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設の経営・管理に関する方針と取組みについて「運営規定」「重要事項説明書」に記載しています。施設長の役割と責任については職員会議で伝え、職務一覧表で職員に内容の説明をしています。今後は、職務分掌等の作成を行い職員に理解を深めることが望まれます。また、平常時のみならず有事の際の施設長の役割と責任について、責任者不在時の権限委任を含めた文書の作成が望まれます。	

II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は運営に当たり遵守すべき法令を十分理解し、利害関係者との適正な関係を保持しています。また、法令遵守の観点で、設置者園長研修や業界団体が開催する勉強会に積極的に参加しています。多文化共生保育・乳幼児期からの環境教育を考えている園として、城南大学より(インターンシップの受入れで)SDGsの観点から感謝状が送られています。今後は、保育関連法に限らずあらゆる法令に精通し、それらの法令をリスト化し職員に周知することが望まれます。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質の現状について、定期的に園長会等で情報交換を行ったり、副施設長や主任から日々の保育の現状について報告を受けたり、評価分析に努めています。職員面談で要望や相談を受ける機会を持ち、改善に向けて職員の意見を反映することに努めています。職員の定着率を高める為、幼児クラスの二人担任制を実施し、職員の教育研修の充実を図り、常に保育の質の向上に取り組んでいます。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や業務の実効性に向けて、施設長は理事長・副施設長・事務担当者等と分析を行い、社会労務士や会計事務所からのアドバイスを受けています。職員が働きやすい職場への取組みとして、個々の勤務状況・家庭状況に応じた働き方を提案し実施しています。経営の改善や業務の実効性を高める為ICT化を進めたり、職員は園庭・絵本・動物植物・清掃等の管理担当の体制があり、理事長・施設長もその活動に参画しています。	

評価結果

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	人事育成に関する計画は「新規採用保育教諭研修日程」に示し、入職3ヶ月前からOJTを活用して具体的な計画を明記しています。また、職員は園内研修の他に業界団体主催の研修等に積極的に参加しています。人材確保は養成校への求人・幼稚園フェスタ・ホームページ等の利用で採用活動を行っています。派遣・紹介業者を利用せず、魅力的な保育の紹介や職員の処遇改善に努め、より働きやすい職場であることを伝えていきます。今後は、人員体制や人材確保・育成に関する基本的な考え方や方針を明確にした人材育成計画を作成することが望まれます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	法人の理念・基本方針に基づき「保育者として心がけたい事」として「ながいけブック」「全体的な計画」に記載しています。人事基準については「就業規則・給与規定」に定められ、職員に周知しています。また、職員の専門性や職務遂行能力・成果や貢献度については、職員面談時に評価しています。今後は、職員が自らのキャリアを描くことができるように、総合的な仕組み(目標管理・キャリアパス体系等)を作成することが望まれます。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	<p>労務管理責任者は施設長が担い、職員の就業状況や有給休暇取得状況等は、職員連絡アプリでの出退勤把握・欠勤有給の把握を管理し、勤務体制の変更希望は個別の状況に応じて勤務時間の設定を行っています。職員の心身の健康と安全は、定期健康診断の実施やキンダーカウンセラーによるメンタルケアの利用等、職員の悩み相談窓口の設置をしています。福利厚生として、私学共済会加入や毎学期ごとの慰労会を行っています。ワークライフバランスに配慮した取組みとして、産休・育休後の復職、子育て中の職員に対する短時間勤務や完全週休2日制を実施し、シフト制導入により働きやすい職場作りに努めています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	<p>年度初めの2日間連続研修で施設の目標や方針を理解し、職員一人ひとりが目標設定に取り組んでいます。また「フォローアップリフレクションシート」で、研修で得た気づきや実際の職場で自ら取り組んだ内容や改善に向けてのアドバイスを記載し、目標達成への具体的な内容としています。職員設定した目標についての進捗状況や達成度の確認は、施設長による職員面談(年2回)で行っています。</p>	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	<p>期待する職員像は「ながいけブック」「全体的な計画」に示し、施設の理念や基本方針を具体的に示しています。施設が職員に必要とする専門技術や専門資格取得においてはキャリアアップ研修に参加し、園内研修実施計画を基に職員の教育研修を充実させています。職員自らが学びたい研修は、外部研修で受講できる仕組みがあります。研修計画や研修内容・カリキュラムの評価見直しは、毎学期ごとに職員会議で振り返りを行っています。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>個別の職員の研修計画は「研修ハンドブック」に記載し、研修記録や資格の取得状況を管理しています。新任職員や職員の経験習熟度に配慮し、個別的なOJTが行われています。大阪市私立幼稚園連合会開催の各種研修に参加し、知識や技術の習得に努めています。教育・研修に参加しやすいように、就業時間内での受講を可能とし、研修の報告はレポートにまとめられ他の職員に回覧で報告していません。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	<p>養成校からの実習生の受入れを行い、専門職の研修や育成に努めています。実習前には施設長がオリエンテーションを行い、実習期間中には養成校教員との連携を図っています。実習生の受入れを行うことにより、実習担当者が保育を振り返る機会となっています。今後は「実習生受け入れマニュアル」を作成し、受入れの際の基本姿勢・手順等を明確にし、指導者に対しての研修実施が望まれます。</p>	

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

(コメント)

法人・施設の理念「ながいけの理念」として、基本方針・保育内容は「園長からのメッセージ」としてホームページに掲載しています。また、重要事項説明書・財務諸表・監査報告・学校関係者評価等の情報が適切に公開しています。地域の福祉向上の為に子育てサポートとして、キンダーカウンセリング・未就園児クラスの設定・園庭開放・子育てサークルへ保育室開放等、幅広く行われています。地域に向けての情報としてホームページの他、パンフレットやインスタグラムを利用して情報発信しています。「苦情内容記録票」は整備していますが、今後は苦情・相談の体制や内容について記載された「保護者対応マニュアル」を整備することが望まれます。

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

(コメント)

事務・経理・取引等に関するルールとして「経理規定」が定められ、理事長・施設長で管理しています。また、内部の確認は、定期的に施設長と事務員で行っています。財務・組織・事業等については、外部の公認会計士による監査を受け、公正かつ透明性の高い運営が行われています。今後は、運営等についても職員等に分かりやすく説明をすることが期待されます。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

(コメント)

地域との関わりについての考え方は事業計画に示し、施設や子どもへの理解を得る為に地域交流が行われています。また、区役所からのお知らせや子育てに役立つ広報誌等は玄関に置いて、保護者がいつでも自由に取れるようにしています。地域小学校で開催される「はんなん祭り」に、職員が協力して出店参加しています。保護者会の活動が盛んで保護者との繋がりが特に強く、なかでも“おやじの会”を通して、地域での子育て支援を企画しています。

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

(コメント)

次世代育成を目的として、中学生の職場体験や学生のインターンシップの受入れ、不登校児の受入れ等の実績があります。事業計画にも実習生やインターンシップ受入れについての議案を取り上げ、積極的に地域の社会資源として学校教育への協力を行っています。今後は「ボランティア受入れマニュアル」を作成し具体的な方法等を示すことが望まれます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

(コメント)

関係機関との連携として、大阪市私立幼稚園連合会・大阪府私立幼稚園連盟・大阪市南支部園長会・阿倍野区役所・阿倍野区教育会議の定例会に参加し、地域の状況について情報共有を行っています。地域の子どもに関する要保護児童への対応については、大阪市南部こども相談センター・阿倍野区要保護児童対策地域協議会との連携が密に図られています。近隣のむつみこども園、育徳園と連携し阪南まつりに参加したり 園のイベントチラシを置いてもらったりする等交流を持っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	阿倍野区教育会議へ、理事長がオブザーバーとして参加し、子どもの未来について協議する等の活動を積極的に行っています。園庭開放は地域の方全てを対象とし、園前の掲示やホームページで周知し月1回行われています。また在園児、卒園児が利用したい時は「あそばせてノート」に記入し遊べるようになっています。未就園児の親子教室（登録制）を行っておりクッキングや季節の製作・運動遊び等の遊び体験をしています。今後は地域の民生委員との連携を図りながら、地域の具体的な福祉ニーズの把握に務めることが望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	把握した福祉ニーズに基づいて、園庭開放や子育て相談を行い子どもの発達や子育てに対する相談を受けています。地域の福祉ニーズに基づいた取組みは、子育て支援事業として「事業計画」に明示しています。今後は、地域貢献に関わる事業の検討や、保育の提供に関する専門的な情報を地域に還元する取組みや、地域の防災訓練に参加する等、地域の子どもの育成・支援への検討が望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもを尊重した保育実践の内容や倫理綱領は「ながいけブック」に示し、職員の配布して年度初めに読み合わせを行い、共通の理解を図っています。子どもや保護者等の基本的な人権への尊重について学び“今年の方針・ねらい・子どもの育ちの大筋・育てたい10の姿”を共有しています。保護者に向けては「乳幼児期に育てておきたいこと」を入園願書と一緒に配布し、本園の教育・保育についての理解ができるようにしています。5歳児とその保護者を対象にしたCAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）を取り入れています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	プライバシーに配慮した保育実践の取組みの具体例として、プール活動等の着替えやお泊り保育の銭湯利用時の男女別の入浴・おむつ替え時の配慮等を行っています。5歳児向けのCAPプログラムを通して、自分自身を大切にする意識を持つことで、全裸にならないようタオルを巻く等の方法を伝えています。保護者にはプール活動が始まる準備の手紙で体が隠れるタオルの持参を配布しプライバシーに配慮した保育実践について知らせています。今後はプライバシーに配慮した保育実践について、マニュアル等に記載することが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	施設の保育内容や特性等を紹介した資料としてパンフレットを作成し、施設見学や園庭開放・就職フェア等で配布しています。資料には写真を大きく掲載し、誰もが読みやすい文字表記になっています。施設見学者は、年間約120名程が訪問し、開園日であれば基本的にいつでも見学を受入れています。園内見学は、施設長が施設説明を行い、後は各自で自由見学としています。また、質問にも対応し多くの情報を積極的に提供しています。	

Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	新入園児保護者会や入園説明会で「園生活のしおり」「重要事項説明書」等の資料を配布し、保護者に説明をしています。保護者からのよくある質問には「園生活のしおり」にQ&Aとして記載し、口頭でも説明しています。説明後に保護者から承諾書を提出してもらい、同意を得ています。配慮が必要な保護者には個別対応を行い、外国籍の保護者等には言葉の分かる他の保護者の協力を得たり翻訳機を活用したり説明が分かるように工夫しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	卒園・転園の際には「転入・転出についてのマニュアル」を基に、手順や引継ぎを行っています。施設の転園・卒園後も子どもや保護者と繋がりを持ち(お里がえり等)、相談ができるよう窓口として施設長・副施設長が対応する仕組みがあります。今後は、転園・卒園後の相談や相談受付について、明示した文書を作成することが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	日常保育の中で常に子どもの様子を観察し、日々の振り返りで子どもの園生活の状況を把握しています。保護者には、卒園児アンケートや保育参加の実施で満足度の確認をし、保護者懇談会で意見や要望等を直接聞く機会としています。またPTA役員会の他、親子であそぼうDAY・おやじの会等、保護者との協力関係で開催しているイベント等でコミュニケーションを図り、利用者満足を把握することに努めています。今後は、利用者満足に関する意向調査等を全学年において定期的に実施し、職員間で情報の共有をすると共に改善に取り組むことが望まれます。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	重要事項説明書に要望や苦情解決の方法として“直接、園に対して口頭もしくは文書で受ける。話し合いの上、解決をする。”と明示し“保護者からの苦情内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する”としています。現状では第三者委員・意見箱・苦情受付担当者等の設置がされていないので、今後はマニュアル等を作成し、仕組み作りをすることが求められます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	保護者の相談や意見を受け止める方法として、送迎時や連絡ノート・電話連絡等で随時受け付けています。施設長・副施設長はじめ全職員で保護者の意向を把握しコミュニケーションを図り、相談しやすい雰囲気を作っています。相談内容により、相談室を利用してプライバシー保護に配慮しています。今後は、保護者が相談したり意見を述べたりする際の方法等を文書化し、配布や掲示等で知らせることが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は保護者対応研修で相談や傾聴の方法等を学び、日々の保育において保護者が意見を述べやすいよう努めています。職員からの声掛けを多くし、把握した相談や意見については、できるだけ速やかに回答し説明しています。また、内容により直ぐに上司に相談できる環境があります。保護者の意見に対応した取組みとして、絵本の貸し出し活動を行っています。今後は「保護者対応マニュアル」等を作成し、相談や意見を受けた際の方法・報告の手順・対応策の検討等について、職員が適切な対応ができるよう周知することが望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「事故対応マニュアル」を整備しています。また「事故報告書」には、事故発生要因や再発防止を検討する内容となり、改善の取組が行われています。職員は、安全確保・事故防止の観点から普通救命講習に参加しています。また、子どもの安全と安心についての事例収集として「ヒヤリハット記録」を活用し、職員間で情報の共有をしています。今後は、リスクマネージャーの配置や委員会の設置等の体制を整備し、事故防止策についての検討や安全チェックリスト等を作成することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策責任者は施設長が担い「こどもの保健」（大阪市発行）を基に、感染症の予防と発生時の対応について職員に周知しています。感染症が確認された場合には、室内換気や手洗い・うがいを徹底して行い、保護者には感染症の発生状況を連絡アプリ・玄関掲示で注意喚起しています。今後は、感染症拡大防止の為に詳細な「感染症予防マニュアル」等を作成することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
(コメント)	自衛消防隊の設置をし、災害時の対応を行うこととしています。避難訓練は毎月実施して報告書に記録しています。子どもや保護者の安否確認は、出席状況の確認や連絡アプリで行い、子どもの保護者への引渡しについては「緊急時引渡しカード」で行うこととしています。発電機やガスボンベ・トイレ・水・お菓子等の備蓄に加え、施設にはソーラー発電の設備が整っています。消防署との連携による防火訓練や不審者への防犯訓練では、災害における子どもの安全確保の為に取り組んでいます。今後は、園児数に対応した備蓄品の準備や備蓄リストの作成、加えて「事業継続計画」を作成することが望まれます。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育の基本方針については「ながいけブック」に示しています。保育の実施方法は、職員会議で周知したり、通常の保育の中で伝承しています。また保育実践への研修に参加したり、研修レポートを回覧したりすることで共通認識の基、保育を行っています。会議で子どもの育ちを話し合い、次年度の計画では1期の姿として取り入れる等、具体的な事例を反映しています。今後はOJTで取り組んでいる内容を標準的な実施方法に追記することが望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	保育の実施方法は、職員会議等で検討して見直しをする仕組みがあります。毎年、学期毎や年度末に全体の振り返り・保護者の意見・卒園時や誕生会の保護者アンケートを見直し、次年度の計画に反映させています。直近では、保育参加時の保護者の参加方法について、こども目線ではない参加方法のご希望が挙がり、職員が子どもの育ちを見る視点を伝えながら参加してもらうことを再検討し、子どもの育ちを伝える機会となったといった事例が挙げられました。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p>(コメント) 指導計画は前年度の指導計画を参照し、副施設長・主幹保育教諭・クラス担任が中心に作成、評価しています。0～2歳児は生活と遊び、3歳児からは5領域の視点で作成しています。選択コーナー遊びのポイントを月週案の記録から年間カリキュラムに反映しています。発達経過記録は「子どものあゆみ」「個別指導計画書」に記入し年度末に評価・反省を行っています。指導計画は施設長、副施設長、言語聴覚士（巡回指導）、キッズカウンセラー、外部講師からの助言を参考に作成しています。今後は「要録の書き方マニュアル」の他にアセスメント手法が明示された要領等を作成・追記することがが望まれます。</p>	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>(コメント) 指導計画の見直しについては、年間・月間・週単位で行い職員会議で確認を行っています。乳児クラスは個人記録、幼児クラスは学期毎「子どものあゆみ」に発達の記録をしています。指導計画を緊急に変更する際の仕組みについて現段階では整っていない為、今後整備を進めていくことや懇談ノートは各職員所有の為、園の書類として共有することが望まれます。0歳児から5歳児についての指導計画書について、どの職員でも立案・作成しやすい書式の変更を検討中です。</p>	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>(コメント) 子どもの身体状況や生活状況等は「健康診断表」に、成長発達の様子については「子どものあゆみ」「指導要録」に記録し、職員はいつでも確認できるようにしています。また、隔週で行う職員会議で確認する他、職員間の連絡アプリを活用し全職員が共有できるよう工夫しています。職員によって記録内容や書き方に差異が生じないように「記録内容等の書き方・記載内容の要領」を使用しています。</p>	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>(コメント) 「個人情報保護方針」や就業規則の「個人情報管理規定」により、子どもや保護者の記録の保管・保存・破棄・情報提供に関する規定を定めています。記録の管理責任者は、施設長・担任とし、全職員に対して個人情報保護に関する周知と徹底をしています。保護者には、入園時に「園生活のしおり」で説明を行っています。職員には、職員会議等で情報の園外持ち出しの禁止を徹底周知し、書類関係は事務所内の鍵付き書庫にて保管しています。</p>	

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、子どもの権利・児童福祉法・幼保連携型認定こども園要領に基づき作成しています。教育保育理念・方針は「子どもの無限の可能性をのばす」として、保育目標は「健やかでたくましい子ども・自主性を持つ子ども・想像性豊かな子ども・仲間との集団生活を送れる子ども」と定めて作成し、家庭との連携や小学校との連携についての記載があります。入園から卒園までを見通した計画の作成や異年齢保育・年齢別保育についての保育実践は、日々の保育や職員会議・期末の振り返りから、年度末に全体的な計画を見直しています。今後は、計画の中に、健康支援・環境衛生管理・安全対策・食育の推進・保育者の自己評価・研修計画・地域との連携等を盛り込む等を検討することが期待されます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	子どもが心地良く過ごせる環境として、園内は広々とした空間の中で子ども達は好きな遊びが自由に選択できる環境となっています。室内は常時換気がされており、室内温度・湿度計で適切な設定となるように努めています。室内の環境設定で工夫している点は、1歳児と幼児クラスの保育室に段上りの畳のスペースがあり、子どもの興味を引き出せるような場所として、安心して遊ぶことが出来るようになっていきます。一人になって心身を落ち着ける必要がある場合は、パーテーションを利用して区切られた空間を作ったり、渡り廊下等静かな場所で過ごせるようになっていきます。0, 1歳児クラスは担当制を取り入れ、子どもが安心して過ごせる職員体制を整え、3～5歳児は異年齢縦割り保育を取り入れています。園内外の設備・用具・寝具の衛生管理は週1回のシーツ交換、玩具は一定期間毎に洗浄しています。0～2歳児は食事と午睡のスペースを分けられており、心地良い生活空間が確保されています。今後はトイレで排泄後に使用する敷パッドの交換頻度を見直し、衛生管理に留意することが期待されます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	指導計画の作成にあたって“子ども理解を深める視点を持った振り返り”を行い計画に反映しています。子どもが安心して気持ちを表現出来るように配慮する方法や、職員の適切な言葉遣いについては「ながいけブック」に明記し、日々の保育を通して確認しています。気持ちをうまく表現できない子どもがいた場合には複数担任の配置によりフォローができるように配慮しています。職員は個別に話を聞ける環境整備を行い、子どもの思っていることを代弁しながら気持ちを汲み取るように心がけています。子ども同士のトラブルについて、お互いの意見を出し合えるように援助しています。集団生活に参加したくない子どもがいた場合は、なぜ参加したくないかを理解し、一緒に参加出来る方法を考え対応しています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもの発達段階に応じた支援の方法を「年間指導計画」「月案」「個人月案」等に示しています。具体的な取組みとして、排泄状況を見てトイレトレーニングを行い布パンツへの移行、食事面ではスプーンから箸への移行を援助しています。幼児クラスの異年齢縦割り保育の取組みから、5歳児がお手本となり日々の生活の中で“できたね”の積み重ねを大切にしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さを子どもが理解できるように、なぜ必要なのかを丁寧に伝えていきます。午睡時に眠れない子がいた場合は、気持ちが落ち着けるように個別に寄り添い布団の上で身体を休める等して、無理強いしないよう対応しています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	<p>主体的に活動できるように、室内・園庭に子どもが興味のある遊びが選択できるような環境を整えています。子どもが自発的に活動できるよう、保育者は自分たちでできる環境を整え、遊びの発展に必要な環境を整えられるようにしています。園庭には流れる川があり、入水して遊べたり、砂場で泥んこ遊びをしたり、作った泥団子を継続して遊べるように子ども主体の保育の展開が行われています。また、総合遊具・ジャングルジム・鉄棒、ぼっくり、縄跳び等で遊ぶことができます。友だちとの協同活動としては日々のあそびと生活の全般、運動会や音楽会、つくろうDAY等があり、子ども主体で話し合い活動が進められるようにしています。また園では、山羊・ニワトリ・モルモット等のお世話や実のなる木に触れ食育に繋げられるような興味関心を持てる機会が多くあります。園内で色々な経験ができるようにしていますが、地域の方との交流や園外での社会体験ができる機会を持ち、そこで得られる社会性を育む機会をもつことが望まれます。</p>	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>0歳児の保育の特徴として、1歳児と同じ保育室で1歳高月齢・低月齢・0歳児とグループに分けて遊びを提供するようにしています。室内には段上がりの畳のスペースがあり、仕掛け遊びをしたり、保育者と触れ合いあそびをしたりできるようになっています。その他、行きたい場所へ自由に行けるようなパーテーションの配置にし、好きな玩具を自分で取り出せるように環境を整えています。部屋の前には、ほふくや歩行が十分に出来る広いフリースペースがあります。口に入れる恐れのある危険な物は置かないようにし、環境面で配慮しています。また、フリー保育士の応援体制を整え、担当制保育により保育士と愛着関係を築けるようにしています。愛着関係形成の保育の方法として、ふれあい遊び等を行ったり子ども同士や色々な大人と関わりを楽しめたりできるよう意識しています。応答的な関わり方は、顔の表情が見られるようにしています。家庭との連携は日常生活の状況は連絡ノートで行い、送迎時に対面で子どもの様子を伝えるようにしています。</p>	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	<p>子どもが自分でしようとする気持ちを尊重した保育として、個々の育ちにに応じて対応し“自分でする・出来た”気持ちを大切にしています。担当制保育を行い子どもとの愛着関係を気付いていけるよう一人ひとりと丁寧に関わることができるようにしています。室内では発達に応じた玩具や遊びを用意し、子どもが興味を持てるものを一緒に探し遊んでいます。園庭の環境が充実しており、保育室からすぐに出られるような環境となっています。2歳児クラスの子も達が、3歳児クラスへ進級する際は、上靴の使用や幼児クラスで遊べるように環境に慣れるよう配慮しています。“イヤイヤ期”の対応方針・方法については個々に対応することを基本とし、自分でしたい・できるという気持ちを大切にしています。生活習慣で工夫していることは、うがいの方法を教える・食事の時に袖をまくる・2歳児は自分のコップを巾着袋に入れる・上靴を履く等、個々に応じた関わり方を援助をしています。園内環境が充実しており、散歩等にでる機会が少ないため、園外の様子や保育者以外の大人と触れ合う機会をもつ経験をする必要であると評価・反省で職員から意見が挙がり、現在検討しています。</p>	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>保育の特徴として、異年齢縦割保育を行い子ども主体の保育活動ができるようにしています。クラスごとをファミリーと名付けて、家族のような温かく思いやりのある関係作りができることを目的に取り入れています。朝の会が終わると、自分のやりたい遊びを友だちを誘い合って、園内の好きな場所で遊べるようにしています。2クラスで1匹のモルモットを飼育し、掃除やえさやり等も子ども達が進んで行っています。運動会・音楽会は年齢別に取組み、つくろうDAYは異年齢縦割保育のクラスで取組み、年齢毎の育ちの保障をしています。保護者に保育への理解を深めてもらう取組みとして、保護者参加の行事等を持ち、普段の子どもの様子や園の取組みを直接見てもらう機会を持っています。その他ポートフォリオ・個人懇談会・クラス懇談会・手紙や送迎時の伝達で、保護者理解を得られる努力をしています。就学先の小学校には「指導要録」と園独自の子どもの育ちを記録した「子どものあゆみ」を持参し、子どもの様子を伝えています。</p>	

A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 障がいに応じた環境設備として、渡り廊下にスペースを作って心身を落ち着かせたり、ゆったりと過ごせるようにしたりしています。障がい児や支援児の受入れについては「指導支援計画マニュアル」を作成し、個別支援の方法を記録しています。保育の方法として、異年齢縦割保育を通じて子ども同士を尊重し合い、身辺自立を確認しながら行っています。保護者とは、入園前・入園後・必要に応じて個別に面談し、必要に応じて阿倍野区役所・療育施設と連携を図っています。療育施設とは、園を見学してもらったり療育施設の記録を共有したりする等しています。職員は講師を招いての園内研修、臨床心理士（キンダーカウンセラー）への相談等で必要な知識や情報を得ています。施設長は保護者会や参観等で保護者に向けて、園で取り組んでいる障がい児保育について、法人理念に基づいた『みんなちがって みんないい』を通して、伝える機会を持っています。	
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 1日の生活を主体的に見通せるように幼児クラスでは、みんなで何をするか・どこに行くか・集まる時間を話し、子どもが主体的に選択遊びが行われています。子どもが安心してくつろげるように、畳のコーナーを設けています。また、全職員で全園児を見ることができるようポジショニングしています。幼児クラスは14時から18時30分まで合同保育となり、預かり保育室で過ごしています。18時以降はフリースペースに移動し過ごしています。子どもの状況については「引継ぎノート」を使用し、保護者へは対面で伝達しています。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント) 就学を控えた時期において、5歳児は学校ごっこや小学校との交流を取り入れています。自分が使用する鉛筆を園内に設けたえんぴつ屋さんに行き、楽しく始められるようにしています。副施設長が学校の先生になり、なぞり字を教えたり、3学期は5歳児だけで過ごす日を増やしたりすることで、就学へのイメージが持てるようにしています。近隣の阪南小学校に行き、授業の様子や校内見学等の機会を設けています。保護者へ就学に向けた情報提供を行う機会として、3学期のクラス懇談会で施設長の話しや保護者同士で話す機会を設け、進学への不安や小学校の様子が共有出来るようにしています。要録は年度末に「要録の記入・取り扱いについて」を参照して担任が作成し、施設長が確認して就学先の小学校へ提出しています。小学校との連携については、定期的に連絡会を行い情報共有が行われることが望まれます。	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント) 健康管理のに関する方針は「こどもの保健」（大阪市発行）のマニュアルに基づいて行っています。日々の子どもの健康に関する状況は、出席簿や保護者が記入する朝のボードで確認しています。子どもの体調不良時等には、電話連絡後引き渡し時に対面で報告しています。次の登園時には、体調の経過を確認しています。与薬は基本的に行っていませんが、慢性疾患等医師の投薬指示がある場合は指示書と共に薬を預かっています。乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として、午睡チェック表に記入をして、触診をして午睡時の子どもの健康状態を確認しています。保護者には手紙で乳幼児突然死症候群（SIDS）について知らせ、入園説明会でも伝えていきます。職員は年1回救命救急講習を受講し、理解を深めています。今後は「保健計画」を作成し、健康に関する内容や目標の共有を行うことや保護者に対して子どもの健康に関する情報を「ほけんだより」等で定期的に分らせることが望まれます。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント) 子どもの健康状態を把握する為、嘱託医による内科検診（2回）、歯科・耳鼻科・眼科検診（年1回）を実施し「健康診断表」に記録しています。毎月の身長体重測定の結果は、出席ノートに記載して知らせています。健康診断・歯科健診の結果は、異常のある場合のみ口頭で伝えていますが、今後は異常の有無を書面で知らせることが望まれます。また、健診結果を踏まえて指導計画に反映されることが望まれます。	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>(コメント) アレルギーや慢性疾患等のある子どもに対して「危機管理マニュアル・食物アレルギー」を基に対応しています。アレルギーや慢性疾患等のある子どもを持つ保護者とは、個別での相談や個別でのマニュアル作成を行い情報の共有を図っています。また、誤食防止に向けて、給食室・給食室と職員・保育室での確認をすると共に、提供時には他児と色の違う専用のお盆の色で提供し、誤食予防に努めています。職員は外部研修に参加し、理解を深めています。園庭に育った木の実や果実を食べる可能性があるため、掲示で知らせるようにしています。園内に羊やモルモット・ニワトリ等を飼育し入園説明会で周知してアレルギーが反映した際には、十分に配慮して対応しています。</p>	

A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>(コメント) 給食は給食委託業者が担当し、充実した食事提供が行われています。食育の計画は各担当が作成し、0歳児～2歳児はそれぞれ年間目標を立て、ねらい・援助を4期に分けて計画しています。また、3歳児～5歳児は年間指導計画に盛り込まれ、クッキング等は畑や園庭で収穫した野菜や果物を利用して、レモンジュースやかぼちゃジャム・ドーナツ・ジャガイモポテリコ作り等、その都度クラスの活動として食への興味を広げる機会を多く持っています。園児の年齢や体調に合わせて食材の切り方や大きさの工夫をし、少しでも苦手な物に挑戦して食べられるよう、保育者も一緒に食事をする等食事援助を適切に行っています。食器や食具も年齢に合わせて使い分けています。保護者へは給食日より献立で内容を知らせ、その日の献立の実物展示も行っています。</p>	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>(コメント) 乳児の発育状況に合わせ、嚥下に無理のないように食べやすい大きさに配慮した給食を提供をしています。子どもの喫食状況や好き嫌い・残食状況は「検食簿」「日常点検表」に記録し、献立や調理の工夫に反映しています。季節の食材を意識的に取り入れ、栗ご飯・鯛飯・なます等の提供があります。また、こどもの日・七夕・お月見・ハロウィン・クリスマス・ひな祭り等、行事に合わせた料理を提供しています。子ども達の食事の様子は、副施設長が常時、給食室職員は月1回程度子どもの食事風景を見たり、話を聞いたりする機会を設けています。給食を提供するに当たり「HACCP」の考え方を取り入れた衛生管理により、衛生管理計画や記録を行っています。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

A-2 子育て支援	
-----------	--

A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
-------------------	--

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>(コメント) 施設の方針の中で「子ども・保護者・保育者が共に育つことができる共育の現場」を掲げ、保護者が直接子どもの園生活に触れる機会を多く持っています。保護者との日常的な情報交換として、0,1,2歳児では連絡帳（生活面は毎日、コメント欄は週に2回程度）に記入しています。保育内容については“ポートフォリオ・個人懇談・クラス懇談会・手紙・送迎時の口頭での伝達”を通して保護者の理解を深めています。ポートフォリオは玄関に掲示し、ファイルで保管していつでも閲覧出来るようにしています。また誕生会や参観（年2回）、保育参加（年1回）で普段の子どもの様子を見てもらう機会を作り、親子で参加できる野外イベントを月1回程度開催する等、共育の活動が積極的に行われています。園だよりはお知らせすべき事項があった時に作成・配布していますが、定期的に発行することが期待されます。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	保護者との日々の対話の際は、子どもの育ちにスポットをあてて話しをしています。保護者からの相談に関しては、担任・副施設長・施設長が窓口となり対応しています。保護者の状況に応じて個別面談を実施し、相談が受けられるようにしています。保護者支援として、子育て講演会・保護者参加の行事・キンダーカウンセリングを受けられる等実施しています。今後は、個別面談の内容を記録する書式を整備し、職員間で共有することが望まれます。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	園の特徴的な取組みとして、CAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）を行っています。講師を招いて、保護者や職員が受講し、その後5歳児の子どもが受けています。虐待の予防に繋がる活動として計画に組み込まれています。保護者に対して子育てや就労等の事情に配慮して支援が行えるよう、送迎時の様子や日々の会話を通して、コミュニケーションをとっています。子どもに対する関わり方について疑いを感じた際には施設長に報告すると共に、報告者・担任・副施設長・施設長で会議を行うこととしています。保護者に精神面での支援が必要であると判断した場合は、個別に面談を行い、園で出来る範囲の対応をしています。虐待等の事案については、阿倍野区役所・南部子ども相談センターとの連携を図っています。園は虐待の事例が少なく安定した環境にありますが、具体的な対応についてのマニュアルを整備することが望まれます。

評価結果	
A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	保育実践の自己評価を実施する際には「自己評価シート」を活用しています。また、経過については学期毎の振り返りを行い、振りかえりプリントに記録しています。自己評価は年度末に実施しており、自己評価の結果については施設長との面談で分析・集約しています。

評価結果	
A-4 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取組んでいる。	b
(コメント)	職員は不適切な保育を行わないよう、普段の保育から不適切な保育に繋がると思われる状況を確認した場合は声をかけるようにし、担任同士や他クラスの職員・副施設長が指導する等予防に努めています。また、職員がCAPプログラムを受講し、自身の保育の振り返りを行う機会を設けています。今後は、体罰等の禁止事項を「就業規則」に明記することが望まれます。

# 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

## 調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	168人 (回収率 80%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2024年11月実施)

## 利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は80%で、自由記述欄には、78%の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

### ◆90%の高率が7設問ありました

- 保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。
- 入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。
- お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか。
- 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実しているとわかるようになっていきますか。
- 園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。
- 職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。
- 懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

### ◆80%台の回答は3設問ありました

- 子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。
- 災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。
- 日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行ったりしていますか。

### ◆70%台の回答は1設問ありました

- 園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

### ◆60%台の回答は2設問ありました

- 園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
- 園の保育内容や保育サービスについて、貴方の意見や意向を伝えることができますか。

### ◆49%以下の回答は1設問ありました

- 保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

### 【総合的な感想】

特に意見の多かった点は、家庭保育では体験できない動物のお世話、果実や野菜を通しての食育等、生きるための土台を育ててくださっていると思います、縦割り保育の中で、色々な年齢の子と関わりが持つ社会性が身に付いています、先生方が子どもに寄り添い、考える力を大切にくださっていると思います。という回答がありました。要望があったのは、2号認定が参加しづらい昼に保護者会が開催されることや園からのお知らせがアプリ、紙媒体、メール、ホワイトボード等混在するので整理してくださると助かりますという回答が寄せられています。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等